

役員及び評議員並びに
評議員選任・解任委員
の報酬等に関する規程

社会福祉法人 つるかわ学園

役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員 の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人つるかわ学園の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事及び評議員並びに評議員選任・解任委員の出席報酬等）

第3条 役員及び評議員が理事会の会議に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、同日に行われる複数回の理事会又は評議員会に出席した場合は、支払わないものとする。但し、同日にあわせて法人の業務に当たった場合は、第4条による報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条による報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が同委員会に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、監事を兼ねる評議員選任・解任委員が理事会又は評議員会に出席し、且つ同日に開催された評議員選任・解任委員会に出席したときは、評議員選任・解任委員会の出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。但し、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条による報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第4条 役員又は評議員が、理事会（出席）又は評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 前項の報酬は、別表2に定める報酬を限度額とし、その業務内容の区分に応じ、それぞれ別紙1により支払うものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（理事長の勤務報酬等）

第5条 理事長が、第3条及び第4条にかかわらず、勤務実態に応じ、別表2による日額報酬を月額として支払うことができる。

（監事の勤務報酬等）

第6条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い、及び運営状況の指導又は監査等の業務に当たった場合は、別表2により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（役員報酬総額）

第7条 役員報酬総額は、年間2,000万円を超えないものとする。

（出張旅費）

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合の旅費の支払いについては、就業規則第53条に基づき別に定めた旅費規程の各規定を準用する。但し、第2項に定める報酬についてはこの限りではない。

2 前項に定める旅費のほかに、日当として1日につき10,000円の報酬を支払う。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（支給方法）

第10条 この規程に定める報酬の支払いは、次の掲げる区分に応じ、それぞれ次のとおり支給する。

(1)第3条及び第5条に定める報酬

支給日 第3条に定める出席の日に支給する。

方法 現金

(2)第4条に定める報酬

支給日 毎月の勤務に基づき、15日締めとし25日に支払うものとする。

方法 銀行振込

（役員等の職務証跡）

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、出席簿等の作成に協力するものとする。

（改正）

第12条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

（付則）

この規程は、平成19年5月1日より適用する。

平成24年4月 1日 改正

平成29年6月 1日 改正

令和 6年6月23日 改正

別表 1 (日額)

報酬等の名称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	9,000円	1,000円
評議員会出席報酬等	9,000円	1,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3,000円	1,000円

※報酬及び実費弁償費は、源泉所得税控除後の金額とする。

別表 2 (日額)

報酬等の名称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	40,000円	1,000円
理事及び評議員業務報酬等	11,000円	1,000円
監事監査指導報酬等	11,000円	1,000円
上記のほか、弁護士等の有資格者が法令の定めに従い行う業務報酬等	50,000円	1,000円

※報酬及び実費弁償費は、源泉所得税控除後の金額とする。

別表 3 (日額)

支出項目	支払額等
旅費	実 費
宿泊費	実費 (20,000円まで)
報酬/日	10,000円
その他	実 費

※報酬及び実費弁償費は、源泉所得税控除後の金額とする。

別紙 1

別表 2 に基づき、別途理事長が、業務内容等により役員会と協議して定める報酬は、次のとおりとする。

報酬等の名称	報 酬	実費弁償費
理事・評議員		
各担当業務	9,000円	1,000円
外部監査等の立会業務	9,000円	1,000円
施設法人運営に係る重要な業務	11,000円	1,000円
監事		
年次監査業務	11,000円	1,000円
月次監査業務	9,000円	1,000円
指導・調査・相談業務	9,000円	1,000円
外部監査等の立会業務	11,000円	1,000円

※報酬及び実費弁償費は、源泉所得税控除後の金額とする。